（農林水産省組織規則の一部改正）

第二条　農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務部の所掌事務） **第七十四条**　業務部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　輸入植物、病菌害虫が付着するおそれがある輸入物品又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに調査及び研究並びに輸入病菌害虫の駆除及び予防に関すること。 二　（略） 三　輸出植物若しくは病菌害虫が付着するおそれがある輸出物品、指定種苗又は法第十六条の二第一項若しくは第十六条の三第一項の規定により移動が制限され、若しくは禁止された植物等の検査及び取締りに関すること。 四～六　（略） （統括植物検疫官及び統括同定官） **第七十五条**　（略） 2　統括植物検疫官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。 一　輸入植物、病菌害虫が付着するおそれがある輸入物品又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに調査及び研究並びに輸入病菌害虫の駆除及び予防に関すること。 二　（略） 三　輸出植物若しくは病菌害虫が付着するおそれがある輸出物品、指定種苗又は法第十六条の二第一項若しくは第十六条の三第一項の規定により移動が制限され、若しくは禁止された植物等の検査及び取締りに関すること。 四・五　（略） 3　（略）	（業務部の所掌事務） **第七十四条**　業務部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　輸入植物及び輸入病菌害虫の検査及び取締り、駆除及び予防並びに調査及び研究に関すること。 二　（略） 三　輸出植物、指定種苗及び法第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項の規定により移動が制限され、又は禁止された植物等の検査及び取締りに関すること。 四～六　（略） （統括植物検疫官及び統括同定官） **第七十五条**　（略） 2　統括植物検疫官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。 一　輸入植物及び輸入病菌害虫の検査及び取締り、駆除及び予防並びに調査及び研究に関すること。 二　（略） 三　輸出植物、指定種苗及び法第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項の規定により移動が制限され、又は禁止された植物等の検査及び取締りに関すること。 四・五　（略） 3　（略）
（支所及び出張所の所掌事務） **第九十八条**　支所は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　輸出入植物、病菌害虫が付着するおそれがある輸出入物品又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究に関すること。 二　（略） 三　法第二十二条第一項に規定する指定有害動植物の防除に必要な薬剤（薬剤として用いることができる物を含む。）及び防除用器具の保管に関すること。 2　出張所は、輸出入植物、病菌害虫が付着するおそれがある輸出入物品又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究に関する事務をつかさどる。 （統括植物検疫官） **第百条**　（略） 2　統括植物検疫官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。 一　輸入植物、病菌害虫が付着するおそれがある輸入物品又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究並びに輸入病菌害虫の駆除及び予防に関すること。 二　（略） 三　輸出植物若しくは病菌害虫が付着するおそれがある輸出物品、指定種苗又は法第十六条の二第一項若しくは第十六条の三第一項の規定により移動が制限され、若しくは禁止された植物等の検査及び取締りに関すること。 四・五　（略）	（支所及び出張所の所掌事務） **第九十八条**　支所は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　輸出入植物又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究に関すること。 二　（略） 三　法第二十二条に規定する指定有害動植物の防除に必要な薬剤（薬剤として用いることができる物を含む。）及び防除用器具の保管に関すること。 2　出張所は、輸出入植物又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究に関する事務をつかさどる。 （統括植物検疫官） **第百条**　（略） 2　統括植物検疫官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。 一　輸入植物及び輸入病菌害虫の検査及び取締り、駆除及び予防並びに調査及び研究に関すること。 二　（略） 三　輸出植物、指定種苗及び法第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項の規定により移動が制限され、又は禁止された植物等の検査及び取締りに関すること。 四・五　（略）

（植物防疫法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（令和四年農林水産省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次の改正規定（「輸出植物」を「輸出植物等」に改める部分及び「第三十一条」を「第三十一条の十二」に改める部分に限る。）を削る。

別記第十一号の次に二様式を加える改正規定中「第十一号の三号様式」を「第十一号の三様式」に改める。

別記第二十二号の四様式の改正規定中「植物等」を「植物等の」に改める。